

学校法人京都西山学園寄附行為実施規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都西山学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の規定に基づく、学校法人京都西山学園（以下「学園」という。）の組織及び運営について、その基本的事項を定めることを目的とする。

(効力)

第2条 この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第36条第2項及び寄附行為第6条第2項の定める理事会の業務決定の権限に基づいて定めるものであって、学園の定める諸規則において、寄附行為に次ぐ効力を有する。

(業務決定の権限)

第3条 理事会は、学園の業務について、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (3) 事業計画
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併及び解散
- (6) 決算の承認
- (7) 理事会が行う理事、理事長及び評議員の選任
- (8) 京都西山短期大学長、京都西山高等学校長及び向陽幼稚園長のほか、人事のうち重要と認めるもの
- (9) 学則及び教授会規則その他理事会の定める諸規則の制定及び変更
- (10) 前各号に掲げるもののほか重要又は異例にわたる事項

(理事長への委任)

第4条 理事会は、第3条に定める事項を除き、学園の業務決定の権限を理事長に委任する。

2 理事長は、前項の定めによる学園の業務決定の権限の一部を、他の理事又は所属職員に委任することができる。

(学長への委任)

第5条 理事長は、前条第2項の定めにより、京都西山短期大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を京都西山短期大学学長に委任する。

(校長への委任)

第6条 理事長は、第4条第2項の定めにより、京都西山高等学校の管理・運営に関する業務のうち、教育に関する業務を京都西山高等学校校長に委任する。

(園長への委任)

第7条 理事長は、第4条第2項の定めにより、向陽幼稚園の管理・運営に関する業務のうち、保育に関する業務を向陽幼稚園園長に委任する。

(事務分掌)

第8条 学園の事務分掌は、学校法人京都西山学園事務分掌規程で定める。

(経理規程)

第9条 学園の経理に関する基準は、学校法人京都西山学園経理規程で定める。

(就業規則)

第10条 学園の職員の就業に関する基本的事項は、学校法人京都西山学園就業規則で定める。

(理事会規則の制定)

第11条 この規則に定めるほか、寄附行為の規定に基づく学園及びその設置する学校の組織及び運営に関する必要な事項については、規則で定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。